

## 走行距離の扱い

- ・ 走行距離の表示は現オドメーターを記入する。
- ・ オドメーターの表示がマイルの場合は、1マイル=1,609Kmとして換算し表示する。
- ・ オドメーターが5桁の場合は注意事項欄にその旨を記入する。

### メーター改ざん「\*」

- ・ 過去の点検記録簿、走行メーター管理システム等によって走行メーターが巻き戻されている事が確認できる車両、記録が無いメーター交換車両、エンジン乗せ替え車両、トラックのキャビン（中古）交換車両を「改ざん」とする。
- ・ 車検証の記載距離と現メーターとの相違がある場合も「改ざん」とする。（点検記録簿の記載等があっても訂正が出来ない場合は「改ざん」として扱う。）
- ・ メーター改ざん車の記号として「\*」のマークを走行距離欄に記入する。

### メーター交換「\$」

- ・ メーター交換については、認証・指定工場で交換されたことを証する書面があり交換について整備点検記録簿など客観的に証明できる書面が確認できる車両を「メーター交換」とする。
- ・ 上記書面にはメーター交換を行なった日付、交換前の走行距離の記載が必要となり、認証・指定工場での中古メーターへ交換の場合は交換時の中古メーター表示走行距離記載も必要となる。
- ・ 出品申込書には注意事項欄等にメーター交換を行なった日付、交換前の走行距離等を記載し、「メーター交換」と明記する。なお、中古メーターへ交換の場合は交換時の中古メーター表示走行距離も記載する。
- ・ メーター交換車の記号として「\$」のマークを走行距離欄に記入する。

### 走行不明車「#」

- ・ 上記以外でメーター改ざん車ではないが、記録などがなく推定出来る根拠がない車両を「走行不明車」とする。またエンジンの乗せ替え、タコグラフメーター等に交換された車両、5桁メーターの1周回り等、またはJU静岡で判断した車両も含む。（但し、メーター改ざんが判明した場合はクレームとする。）
- ・ 出品申込書には注意事項欄等に「走行不明」と明記する。
- ・ 走行不明車の記号として「#」のマークを走行距離欄に記入する。

## 災害車等の扱い

### 冠水車

- ・ 災害等や自らの浸水により、水または泥等がシート座面裏側まで浸かったもの。およびそれに準ずるものと JU 静岡が判断したもの。

### 塩害車

- ・ 海水などにより下回り等がひどい錆、腐食でボルト、ナット等の締めつけや整備が困難と思われるもの。およびそれに準ずるものと JU 静岡が判断したもの。

### 雹害車

- ・ ボディ上面等に小さなへコミが多数あり修復が容易でないもの。およびそれに準ずるものと JU 静岡が判断したもの。

### 消火器噴霧痕

- ・ 車内に消火器噴霧痕があるもの。

## 改造・構造変更車両の扱い

- ・ 改造内容、構造変更内容等は出品申込書の注意事項欄に必ず記入する。
- ・ 改造、構造変更車両の評価点の上限は4点とする。
- ・ 改造、構造変更内容等についてのクレームはすべて出品店の責任とする。

### 改造車両

- ・ エンジン機関系の改造、ミッションの乗せ替え、社外ターボ、コンピューター等で、道路運送車両法に定める保安基準に適合すると認められ、改造自動車審査結果通知書の完備されたもの。

### 構造変更車両

- ・ 全長、全幅、全高、乗車定員等の変更で、道路運送車両法に定める保安基準に適合すると認められ、改造自動車審査結果通知書の完備されたもの。
- ・ 上記以外の道路運送車両法に定める保安基準に適合しない改造、加工が施された車両は、出品申込書の注意事項欄にその旨を記入する。

## 接合車の扱い

- ・ 本規程において接合車とは、他の車両の一部を接合して、アンダーボディとルーフを変更したものおよびそれに準ずると JU 静岡が判断したもの。